

地域住民からこんな声がありませんか？

農地が荒れて
景観が悪い…

農地の良い活用方法を
考えたい…



持っている農地を
管理しきれない…

荒廃農地を解消したいが
人手が足りない…

／それぞれの農地のお悩みに！／

農山漁村振興交付金

最適土地利用総合対策

土壌
改良

景観
作物

鳥獣
緩衝帯

暗渠
排水



計画的
植林

放牧

畦畔の
芝生化

刈払
抜根

体制づくりから
地域全体での
話し合いも！

実証的な取組から
土地利用構想の
策定も！

農地利用のための
基盤整備も！

農用地保全・荒廃農地解消等の一連の取組を

総合的に 支援する制度です！



お問合せ

03-6744-2665

農林水産省 農村振興局 地域振興課

荒廃農地活用推進班（受付 9:30～18:15）

詳しくはHPへ！

最適土地利用総合対策

検索



最適土地利用総合対策ってどんな制度？

事業内容 中山間地域等において農用地を持続的に保全するため、地域ぐるみの話し合い、実証的な取組などを基にした土地利用構想の策定や、土地利用構想実現のための粗放的な取組や基盤整備等を、総合的に支援します。

実施主体 都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構が事業実施主体になります。

市町村・複数の農業者・複数の地域住民は参画必須で、地域協議会が主体となる場合には規約等の整備が必要です。

- 実施要件**
- ◎「営農を続けて守るべき農地」と「粗放的利用を行う農地」等に区分し、実証的な取組を行ったうえで、土地利用構想を事業開始から3年以内に策定する必要があります。
 - ◎農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行う必要があります。
 - ◎事業完了後5年以上、耕作または粗放的利用を行う必要があります。

実施期間 2年以上5年以内（最大5年間）

対象事業

ソフト 最適土地利用推進事業 ▶▶ 最大5年間

1-A 定額ソフト事業 ▶▶ 定額（年標準額：1,000万円/年×実業期間）

- A** 体制づくり・土地利用構想の概定 / **B** 実証的な取組・土地利用構想の策定 /
C 土地利用構想実現のための調査・計画 / **D** 省力化機械の導入

1-B 粗放的利用体制整備 ▶▶ 最大3年間

- ◎以下の粗放的利用の種苗費・管理経費等を支援します。

- A** 放牧、蜜源・緑肥・省力・景観作物の作付け ▶▶ 定額・上限1万円/10a/年
B 緩衝帯整備、ビオトープ、計画的な植林 ▶▶ 定額・上限5,000円/10a/年



1-C 農用地保全等推進員の措置 ▶▶ 定額・助成額上限250万円/地区/年

- ◎専門的技術や知識を有する者が、現場で地区の取組をコーディネートする場合の
人件費を支援できます。

農用地の保全等に関する事業を含む活性化計画を策定、または策定見込みであることが必要です。

ハード 最適土地利用整備事業 ▶▶ 定率55%等（最大5年間 年標準額：2,000万円/年×実業期間）

2-A 粗放的利用のための条件整備

A 放牧関連の整備

対象 電牧器 / 電気牧柵 / 給水施設 / 繋留施設 / 簡易家畜舎 / 家畜衛生設備

B 蜜源・緑肥・省力・景観作物の作付け等に関する整備

対象 刈払・抜根 / 集積・運搬 / 除礫 / 耕起・整地 / 土壌改良



2-B 農用地保全のための基盤整備

対象 農業用排水施設 / 農道 / 暗渠排水 / 客土 / 区画整理 / 安全施設 / 農地等保全

2-C 農用地保全のための農業環境整備

対象 トイレ / 農機具収納施設 / 農業用ハウス

- ◎「営農を続けて守るべき農地」の生産基盤整備は、地域計画の作成または
地域計画作成の見込みがあることが必要です。